

教育・保育に係る子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しの考え方(案)について

(1) 就学前児童数の推計

(内容) 平成29年4月現在の実数(21,500人)を維持するものと変更する。

地域別についても同様に平成29年4月現在の実数を推計値とする。

(理由及び考え方)

ア 計画では平成26年から減少と見込んでいたが、実際には平成29年まで増加が続いている。

イ 増加率は平成29年に鈍化したため、住宅開発等が続くため、減少に転じるとまでは見込めない。

(2) 要保育率

(内容) 要保育率を年齢毎の現状に合わせ変更する。

(理由及び考え方)

ア 1・2歳児の要保育率が計画から大きく上回っている一方、他方4・5歳児については、計画より下回っており、実績からの乖離を修正する必要がある。

イ 景気動向の影響を受けやすいため、直近(平成29年4月)の数値を使用する。

(3) 保育量の見込み

(内容) 平成31年度末の「量の見込み」を目標に設定する。

(理由及び考え方)

厚生労働省通知「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの考え方について」に従う。

(4) 平成27～28年度の確保方策

(内容) 平成27～28年度に実現した確保方策を集計する。

(理由及び考え方)

平成29年度以降に必要な方策を検討するため、実施済の内容に変更する。

(5) 平成29～31年度の確保方策

(内容) 平成29年度の現状と今後予定している確保方策を踏まえ、平成31年度末の「量の見込み」から不足する量により、確保方策を検討する。

(理由及び考え方)

ア 新たな目標(平成31年度末の「量の見込」)に合わせ、今後の確保方策を検討する。

イ 地域の実態をあわせて分析し、重点地域を設定する。